



誓 約 書

平成 **20** 年 ○ 月 ○ 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

**神戸市中央区○○通○丁目○番**

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

**株式会社兵庫リフォーム**  
**代表取締役 兵庫一郎**

代表  
者印

電話 **(078)** △△△ - □□□□ 番

申請者は、住宅改修事業の適正化に関する条例第6条第1項各号に該当しないこと及び同条例第13条各項に規定する事項を遵守することを誓約します。

住宅改修事業の適正化に関する条例（抜粋）

（登録の拒否）

第6条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第18条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 住宅改修業を営む法人が第18条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない者
- (3) 建設業法の規定による許可を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者又は同法の規定による営業の停止若しくは禁止の処分を受け、その処分の期間が経過しない者
- (4) 建設業法その他の法令若しくは条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 住宅改修業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに第11条第1項に規定する契約主任者及び第12条第1項に規定する技術主任者を選任していない者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める者

（登録住宅改修業者の遵守事項）

第13条 登録住宅改修業者及びその従業者は、知事が定める倫理規程を遵守しなければならない。

- 2 登録住宅改修業者及びその従業者は、住宅改修工事に係る契約を締結するときは、知事が定める契約に関する指針に従い契約書を作成しなければならない。
- 3 登録住宅改修業者は、定期的に住宅改修業の業務の適正化に資するものとして知事が指定する研修を受け、又はその従業者に当該研修を受けさせるよう努めなければならない。